

市街地信用組合制度(信用金庫制度の前身)の 確立に貢献した4人の英傑

成城大学名誉教授

村本 孜

<目次>

0. はじめに

1. 産業組合法改正による市街地信用組合制度

2. 市街地信用組合法

～産業組合法からの分離独立～

[2.1] 産業組合法下での市街地信用組合と
その限界

[2.2] 市街地信用組合法の条文

3. 法案審議の過程

[3.1] 衆議院特別委員会の構成

[3.2] 審議の内容(衆議院)

(1) 2月5日の審議(山田順策氏、田中藤作氏
の質疑)

(2) 2月6日の審議(瀧澤七郎氏の質疑)

(3) 2月18日の審議(古田喜三太氏の質疑)

[3.3] 貴族院の審議

4. 法案審議から明らかな点

[4.1] 審議を概観して

[4.2] 所管官庁の問題

[4.3] 審議の意義

5. 小括

<参考文献>

0. はじめに

2021年に70年を迎えた信用金庫制度の前身は、市街地信用組合制度である。市街地信用組合制度が、単独法の下に成立していた期間は8年余であったためか、その研究も多いものではない^(注1)。市街地信用組合制度の前身は、1917(大正6)年に「産業組合法」の改正(第3次)によって制度化された。これは、

産業組合法の中に規定されたもので、当初規定されていた信用組合と区別されるものであった。

1900年制定の産業組合法では、第1条で「産業組合とは組合員の産業又はその経済の発達を企図する為に設立する社団法人を謂う」として信用組合、販売組合、購買組合、生産組合の4つを挙げている^(注2)。1917年改正では第1条に「市又は主務大臣の指定する市街地か組合の区域に属する信用組合は定款

(注)1. 例えば、研究史として加瀬[1983]、制度に関しては後藤[1996]を挙げておく。

2. 信用組合は組合員に産業に必要な資金を貸付し、および貯金の便宜を得せしむること、販売組合は組合員の生産したる物に加工し、又は加工せずして之を売却すること、購買組合は産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に売却すること、生産組合は組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむること、と規定した。

の定る所に依り組合員に対しその産業もしくは経済の発達に必要な資金の為手形の割引をなし又は前2項に貯金のほか組合の区域内に居住する組合員外の者の貯金を取扱うことを得」という規定を加え、いわゆる市街地信用組合を明確化した^(注3)。

このいわゆる市街地信用組合を単独法として規定したのが1943年の法制である。その前の四半世紀の間に市街地信用組合制度に種々の問題・限界が認識され、単独法制定に到るのだが、法案の審議の過程で4名の信用組合に関わる議員が積極的に支持・推進したことが、当時の議事速記録、会議録などから明らかになる。信用金庫の前身が市街地信用組合だとすると、信用金庫の産みの親的存在として見て取れ、その4名の功績は広く共有されたいものである。

1. 産業組合法改正による市街地信用組合制度

1910年代は第1次大戦が勃発し、日本国内でも貯蓄増強の必要もあって、庶民銀行構想が練られ、大蔵省は、「庶民銀行」を都市に作ることを目的とした法案を検討していた^(注4)。これに対し、農商務省や産業組合指導者は、産業組合法を市街地に適するように改正するだけで十分であると主張した。彼らの反対の理由としては、①別個の協同組織金融機関を

作ることにより組合活動が分裂すること、②管轄が大蔵省に移ることに對して農商務省が反発したこと、等が挙げられよう。結局、大蔵省と農商務省は、両省共管の下に産業組合法を一部改正し、市街地信用組合制度をその中で成立させるということで妥協することになった^(注5)。

1917年にこの「産業組合法」の改正（第3次）法案は議会を通過、同年に施行された。市街地信用組合が産業組合と相違する点としては、①市または主務大臣の指定する市街地においてのみ設立できること、②員外預金が可能になったこと、③組合員に対する手形割引が認められたこと、④貸出の使途が組合員の「産業に必要な資金」と「経済に必要な資金」となったこと、⑤市街地信用組合の他事業兼営が禁止されること、⑥有限責任制が可能になったこと（それまで有限責任制は例外的であった）、等が挙げられる。

こうして成立した市街地信用組合は、都市の中小商工業者の協同組織による組合員とし、融資の受け皿を作り、融資の受け易い組織に変更することで、これまでの農村の信用組合の制約を取り除き、組合員以外の預金の吸収・手形割引などの金融機関的な広い業務を行なうことで、都市の中小商工業者の協同組織金融機関として定着することが期待された。

改正法施行以後、市街地においては市街地

(注)3. 法律上「市街地信用組合」という用語はない。いわゆる通称である。

4. 大正期初頭に、小商工業者や庶民（当時は細民とか下層と表現されてもいた）向けの金融機関がなく、産業組合法下の信用組合もライフイゼン型で農村地域向けだったため、都市部の商工業者・庶民向けのルザッチ型の庶民銀行の設立が構想された（小林丑三郎『庶民金融談』1914年4月、大蔵省編『庶民銀行概観』1917年6月など）。

5. 1900年の産業組合法制定当時は、所管庁は農商務省であったが、1925年に農林省と商工省に分割され、所管は農林省になった。1943年11月に両省は再度統合され、農商務省になった。以下の記載では可能な限り注意している。

信用組合と産業組合法による信用組合が併存することになり、後者は準市街地信用組合と呼ばれるようになった。この状態は準市街地信用組合が1949年の「中小企業等協同組合法」の施行による信用協同組合として統一されるまで続いた。

2. 市街地信用組合法 ～産業組合法からの分離独立～

[2.1] 産業組合法下での市街地信用組合とその限界

[市街地信用組合の伸長]

都市部の商工業者は農村部に比べて協同組合組織力が弱く、銀行の金融の対象から疎外されていたこともあり、産業組合法の改正により市街地信用組合が誕生した。これは、信用組合には会員以外からの預金が認められないなどから、都市部の中小商工業者にとっては制約が多いものであったため、前述の1917年に産業組合法が一部改正され市街地信用組合制度が成立したことは既に見た通りである。政府は都市の中小商工業者・勤労者のための金融機関として位置付け、庶民銀行的な役割を果たすことを期待した側面もある。

市街地信用組合制度創設当初は、卸売・小売業者を中心とするものが多かったが、第1次大戦後の不況、関東大震災、昭和金融恐慌等が続く中で、中小銀行の破綻が相次ぎ、中小商工業者は金融難に陥り、市街地信用組合に対する依存度は高まった。

市街地信用組合は、市または主務大臣の指定する市街地がその後続々と指定されたこともあって、1930年末に259組合まで増加した。これら市街地信用組合は、準市街地信用組合や農村信用組合と比較すると銀行的な機能が強く、取引層の違いもあって、規模が大きくなっていった。ところが、市街地信用組合に対する行政は、農商務省・農林省主導のもと、農林行政的な監督が行なわれ、さらに、中央団体の産業組合中央会は、農林業中心の指導に偏り、市街地信用組合の実態に合った監督・指導が行なわれていなかった^(注6)。

[その限界]

産業組合は、1933年1月から、政府の強力な支援のもと、農村を主体に組合の普及、組合員の増加、事業の拡充等に係る「産業組合拡充5か年計画」を実施した。しかし、組合員の商品の共同購入等が行なわれると、中小商工業者の経営を圧迫する恐れがあるため、中小商工業者は、政府に対し産業組合に対する保護行政や特典の撤廃を要望し、同年10月以降その運動は活発化した。

こうしたことを背景に市街地信用組合は、産業組合制度内に留まることへの不合理感を強く抱くとともに、次第に大蔵省専管を望むようになり、産業組合法から脱却した単独法制定を要望するようになった。さらに、市街地信用組合は、1935年に独自の指導・連絡機関として「全国市街地信用組合協会」（現在の全国信用金庫協会の前身）を設立し、大

(注)6. 農林省と大蔵省の共管であったが、実質は両省の支持の下、道府県に移管され、農林行政的な指導が多く行なわれた。

蔵省専管運動を進めるようになった^(注7)。

1943年3月（4月に施行）には単独法の「市街地信用組合法」が制定された。単独法準拠になったことで、産業組合法の下での農商務省・農林省と大蔵省の共管から、農林省所管を離れて大蔵省専管になったことを意味する。「市街地信用組合」あるいは「準市街地信用組合」と通称されていた組合を産業組合体系から分離し、市街地における中小小工業者や勤労者などのための庶民金融機関にするため、市街地信用組合制度が成立したのである。この法律は、組合員の責任形態を有限責任のみとする一方、監督官庁を大蔵・農林両省共管から大蔵省専管に変更するなど、戦後における信用金庫発展の素地を作ったと評価できる^(注8)。

[2.2] 市街地信用組合法の条文

1943（昭和18）年の市街地信用組合法については、余り論じられることはないので、その条文を点検しておきたい。同法案は戦時体制の中で整備されたもので、第81回帝国議会に1943（昭和18）年1月29日に提出された。全11章・附則、全79条から成り、市街地信用組合に特化したもので、金融業に相応しい法案

となっている。同法案は日本証券取引所法案、東京都制法案、農業団体法案、水産業団体法案など49法案の一つとして提出された。

[法案の提出理由]

賀屋興宣大蔵大臣の提出理由は、

- ・今般、農林業団体統合関係法律の制定に伴い、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定すること
 - ・中小小工業者、勤労者、その他都市における一般庶民の金融機関とし、戦時下における庶民金融の流通、国民貯蓄の増強のため十分その機能を発揮させること
 - ・現行法の産業組合は、各種の事業が併存し、とくに農村における農業団体的性格が第一で、市街地における庶民金融機関の性格も持つのに対して、その指導規制が各々の性格に対応しにくいので、その性格に応じて規律することが望ましく、単独法の制定が望ましいこと^(注9)
 - ・これによって、資金の吸収と運用の適切性を期し、庶民金融機関の機能を十分に発揮させ、戦時下の国民貯蓄増強を達成させること
- である。

(注)7. 1934年に東京の市街地信用組合関係有志が横浜から神戸まで遊説して纏めた「市街地信用組合大蔵省専管論」があり、全国市街地信用組合協議会で提議されたが決議には到らなかった。他方、松阪信用組合から全国市街地信用組合協会の設立の件が、大蔵省専管論の妥協案として提出され、協会設立が決定された（1935年1月1日事業開始）。現在の全国信用金庫協会は市街地信用組合制度の所管運動の産物でもあった。この協議会は長野県上田市の上田中学校で行なわれ、夜になっても白熱した論議は終わらず、会場に電灯設備がなかったためローソクを立てて継続されたことから、「信州上田のローソク会議」と呼ばれ、語り継がれている。

8. 1940年頃大蔵省事務当局によって市街地信用組合法案が立案され、第76議会（40年12月開会）への提出準備が進んでいたが、戦時下で日米関係の緊迫などから国務大臣の施政方針演説の質疑の中止、提出議案の半減、会期縮小、議員の任期1年延長などによって、同法案は提出見合わせとなった。1942年の第81議会に提出決定となり、「金融組合法案要綱」として閣議決定された。法案化に際しては慣例として用いられていた市街地信用組合を法律用語として冠した市街地信用組合法案として提出された。

9. 提案理由の中で「各種の組合を包括して産業組合の下に置くことは、各組合の存在意義の確立や性質に応じた十分な活動せしむる所以にないことは、予てから感じていた」と述べて、大正時代からの庶民金融機関として位置付けようとする大蔵省の意図があった。

日本では産業組合の他に各種の組合制度が整備されていたが（森林組合、漁業組合、工業組合等）、各種の組合制度の全面的な改革と一本化が組上に載り、1943年3月12日には工業組合法、商業組合法、重要物産同業組合法は全て廃止され、新たに「商工組合法」が制定された。この商工組合法の下における組合は、強制加入制を採る統制機関としての統制組合と任意組合としての施設組合があった。これらを農林業団体統制関係法律の制定で整理したので、市街地信用組合・準市街地信用組合を単行法で規定することが必要となったのである。背景には、市街地信用組合を庶民金融機関として中小企業金融・国民貯蓄の増強に活用することを企図した大蔵省の意向があったといえよう。

〔市街地信用組合という呼称〕

市街地信用組合・準市街地信用組合という用語は、法律上のそれではなく、通称であるが、市街地信用組合法では、その標題からして法律用語となっている。同法第1条は、「市街地信用組合は組合員の産業又は経済に必要な金融事業を行うことを目的とす」と規定している。第2条は、「市街地信用組合はその名称中に信用組合なる文字を用ふることを要す」とした。審議の過程で市街地の定義等に質問があり、当局は「従来の産業組合においては、市制施行地区、主務大臣が市街地と指定したもの」を市街地とすると答弁した。より具体的には「実質的に、商工業者、勤労生活者等が多数集まって居住している地域を市街地と認める」とした。より具体的に

は、市制施行地と主務大臣に指定された地域（指定市街地）で、人口でほぼ1万人以上の市町村というのが答弁での感触であった。概して言えば、都市部の信用組合ということになる。

〔税制・業務〕

産業組合法での税制の扱いを受けて、市街地信用組合法第3条は、「市街地信用組合法には所得税、法人税及び営業税を課せず」と規定し、非課税とした。これは、協同組織、相互扶助組織故の措置が受け継がれたものと解される。

市街地信用組合の業務は、同法案第30条にあり、

- ・組合員に対する資金の貸付
- ・組合員の為にする手形の割引
- ・組合員の貯金または定期積金の受入
- ・前各号の業務に附随する業務

とされ、併せて員外預金の受入れを可能としている。すなわち「前項の業務のほか公共団体、営利を目的としない法人、その他命令を以て定る者のための貯金・定期積金の受入れ、命令の定めにより他の法人の業務を取扱う」ことができると規定している（第30条）。

余裕金の運用は、

- ・銀行と命令の定めによる金融機関への預金又は金銭信託
- ・大蔵省預金部への預金又は郵便貯金への預入
- ・国債、主務大臣の認可を受けた有価証券の取得

とされる（第31条）。

〔認可・監督〕

主務大臣（国）の許認可・監督権は広範になっている。具体的には、

- ・ 設立認可、解散・合併・事業譲渡の認可（第7、41～42条）
- ・ 役員（組合長・理事・監事）の選任・解任の認可（第12条）
- ・ 資金の吸収・運用に関して必要な命令を行なうこと（第30条）
- ・ 業務報告書の作成提出義務、検査、監督上必要な命令・処分（第47～51条）
- ・ 業務方法の制限・変更・命令（第49～52条）
- ・ 役員業務違反に対する罰則（第55～60条）

などである。

これらの規定はかなり細部に亘るもので組合の自律性に関わるともいえるが、法案の審議過程で、員外預金等が増加した場合、組合の経営に困難が生じたときには組合員外にも被害が及ぶことの懸念が出された（組合員は組合と利害を共にする）。当局の回答は、組合員への貸付以外の資金の運用に関して大蔵省預金部・郵便貯金、国債・政府保証債への運用以外は厳しく制限し、役員認可制・業務方法書作成報告義務も含め、市街地信用組合への監督規定を強化したことを答弁している。さらに、員外の預金者は有資格者でも手続きの煩瑣等から員外になっている者もあるので、組合員になるように誘導することとしている。

〔中央機関〕

農林業団体統合関係法律の制定は、中央機関である産業組合中央金庫が農林中央金庫に組織変更になることに伴い、市街地信用組合の中央機関をどうするかに関し議論があり、商工組合中央金庫や庶民金庫を中央機関とすることの如何も検討された。商工組合中央金庫と結び付ける論も強くあったが、当局は市街地信用組合が庶民金融も行なっていることや産業組合中央金庫との結び付きの強さなどの実情から中央機関の変更は検討課題としていた。

このように、市街地信用組合法案は衆議院、貴族院の審議を経て1943年3月に成立し、同年4月に施行された。

3. 法案審議の過程

〔3.1〕 衆議院特別委員会の構成

市街地信用組合法は、日本証券取引所法案、外貨債処理法案、為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法案、特殊財産資金特別会計法案を討議する特別委員会に附議され、審議された。委員会メンバーは27名で、委員長は実業家出身の山本厚三氏であった。興味深いことに、委員会メンバーには市街地信用組合の経営に携わっている者が4名、産業組合関係者1名と専門家が5名いた。他には銀行経営関係5名、実業家5名、大蔵省OB1名の構成で、永野護氏（戦後に運輸大臣）、宮澤裕氏などがいた^{（注10）}。

このうち市街地信用組合の関係者であった何人かが質疑に登壇している。それらは、静

（注）10. 永野護は永野6兄弟の長兄。宮澤裕は宮澤喜一・弘の父。

岡市信用組合（現・しずおか焼津信用金庫）の組合長であった山田順策氏、大阪の三和信用組合（現・大阪信用金庫）の組合長を務めていた田中藤作氏、広島三條信用組合（現・広島信用金庫）の組合長の古田喜三太氏（同特別委員会の副委員長・理事）、日本鑄物工業会長などを歴任し、当時東京の信用組合大東金庫理事で、後に大東信用金庫（現・東京東信用金庫）の理事長になった瀧澤七郎氏（同特別委員会理事）である。衆議院の特別委員会は市街地信用組合法案について実質3回の会議を開催している^(注11)。

[3.2] 審議の内容（衆議院）

(1) 2月5日の審議（山田順策氏、田中藤作氏の質疑）

1943年2月5日の委員会で、市街地信用組合法案が審議開始された。その冒頭で静岡市信用組合組合長（1942年12月～46年5月及び1952年11月～60年に組合長。後に静岡市長）の山田順策議員は、まず、「長い間、農林大臣の所管であります市街地信用組合が、この度市街地信用組合法に依りまして、大蔵大臣の専管になり、庶民金融機関として本然の使命を達成するという事に相成りますことは、洵に市街地信用組合関係の一人と致しまして、衷心大蔵省当局に敬意を表する次第でございます」^(注12)

と謝意を表して、農林省所管であったことが如何に制約であったかを吐露している。ただ法案には「隔靴搔痒の感」もあるとして、引き続き、逐条質疑をしており、

- ・組合員になりうる法人の種類・範囲とは（法人組合員）（24条）
- ・銀行以外に預金・金銭信託が可能な金融機関とは（31条）
- ・市街地信用組合の独自の上部機関の必要性^(注13)
- ・事業年度と役員任期の整合性（33条）
- ・事業譲渡先の金融機関とは（42条）、差し当たり合併等をすべき組合はあるのか
- ・準市街地信用組合が市街地信用組合に改組する可能性（63条）
- ・市街地（行政区域）が拡大していく状況にいかに対応するのか
- ・応召や徴用で要員が欠けた時、銀行・信託会社・無尽会社は補充が労務調整令で容易だが、市街地信用組合にはその適用がないので、適用可能にしてほしい
- ・主務大臣が地方長官に委任する業務範囲とは（53条）

について当局の意見を求めた。

この中で注目すべきは42条関連で差し当たり合併等が必要な信組の有無を問うたのに対して、大蔵省の山際政道銀行局長は直ちに42条を適用する組合はないと答弁している

(注) 11. 後藤新一『信組・信金合同の実証的研究』pp.232～233にも一部紹介がある。

12. 第18回帝国議会衆議院日本証券取引所法案外4件委員会議録第4回1943年2月5日、p.33（官報第6類第3号）。

13. 山田議員は、「私共は市街地信用組合の上部の機関として、何とか特定のものを将来考える必要があるのではないかと思います。今回の農業団体法により、産業組合中央金庫が農林中央金庫になり、農業者・農業団体の生産拡充に積極的に乗り出すことになるので、市街地信用組合が取り残されることになる。そこで市街地の商工業者を対象とするという特殊な営業方針をもつ全国286組合の上層の機関として、十分に緊密性を持ち、市街地信用組合が本然の使命を達成可能なものを考えて貰いたい。・・・折角大蔵省所管になるので、実力のある上層の機関を考えて頂きたい。」（同p.34）とした。

ことである。当時の市街地信用組合は健全であったと言えよう^(注14)。

次いで質問に立ったのは、三和信用組合の組合長を務めていた弁護士の中藤作議員で、

- ・法人組合員として有限会社以外に、資本金20万円以下の株式会社を含めるのか
- ・貯蓄銀行に事業譲渡可能としても（42条）、貯蓄銀行は営利会社であるのに対し、信用組合は公益法人で、公の団体であるので、活動分野が異なる点を明確化して欲しい^(注15)
- ・市街地信用組合も活動分野ははっきりしており、普通銀行に譲渡するようであれば問題であり、断じて行なわれないようお願いしたい
- ・現状では、整理統合するような案件はないようだが、42条による整理統合促進の方針が大臣の提案理由にあったが、その真意は如何に^(注16)
- ・市街地信用組合は、中産市民の所謂大衆的な金融機関で、隣保団結というか、人と人との繋がり、小規模の社会的集団による金融機関なので、この隣保的性格が金融機関としての使命であるが、血の繋がりのない他の組合と統合することは人的要素が失われてしまい、特色が失われ

てしまわないか。貯蓄増強にも血の繋がりを重視する隣保団結の市街地信用組合が重要である

という質疑をした。最後に、

「私共と全く同じような考えをご答弁戴きまして、結構でございます。是非こうした信用組合の血の繋がりの、所謂隣保団結たる最小預金吸収機関だ、大衆の金融機関だという点を特にお酌み戴いて、将来そうした問題が仮にありましても、営利会社の整理統合などと同一視せられぬようお願いしたいと思いません」(下線は筆者)と結んだ。



山田順策氏 (Wikipediaから)

(2) 2月6日の審議 (瀧澤七郎氏の質疑)

市街地信用組合法案審議時に信用組合大東金庫理事で、戦後、大東信用金庫に改組後に、その理事長になった瀧澤七郎議員(委員会理事)の質疑は以下の通り^(注17)。

(注)14. (注12)の会議録2月5日分、pp.33~36。

15. この点につき山際局長は、市街地信用組合が相互協同組織による金融機関であるのに対し、貯蓄銀行は株式組織の金融機関で、組織から来る根本的な差異があること、その性質上から業務上の範囲も明確に分かれていること、市街地信用組合が何処までも協同組織の特質を失わずに発展することが期待される、と答弁した。

16. 銀行局長は、市街地信用組合同士の合併等を念頭に置いていると答弁し、銀行等との合併等は考えていないとした。法施行後、事業譲渡先は市街地信用組合のみであったが、1944年12月に大蔵省令により施行規則が改正され、貯蓄銀行と貯蓄銀行を営む銀行も対象となった。

17. 大東信用金庫については、その前身の信用組合大東金庫が、1923年の設立当日に関東大震災に見舞われ即休業となったが、翌4月に事業を再開したという逸話がある。その65年史(『信用金庫の生いたちと、大東六五年のあゆみ』)によれば、「昭和18年1月産業組合法とは別個に市街地信用組合法案を衆議院本会議に上程し、法案は直ちに特別委員会に付託された。とくに衆議院の特別委員であった滝沢七郎(当時大東信用組合理事)、山田順作(当時静岡信用組合組合長)、中藤作(当時三和信用組合組合長)等の諸氏が法案成立に大いに尽力された」[原文ママ]とある。同法施行後、大東信用組合に改組した。

- ・所得税、法人税、営業税は非課税だが、産業組合法にある地方税の非課税は適用されるのか。市民税はどうか^(注18)
- ・役員は総会の決議があれば非組合員でも選定可能との趣旨は如何。何処から持って来ても良いとなると、役人の姥捨て山にでもなりはせぬかという危惧があるので、弊害が出ないように監督・取締を要望する
- ・東京市内にある市の保障のある特別な商工組合の取扱いをどうするのか
- ・経済活動の変化に伴う営業地域の取扱いは如何

この中で、役員を選定に関して、総会決議があれば誰でも可能になる余地があり、役人の再就職先になる可能性を指摘した点が興味深い。すなわち、「(役員を) 何処から持って来てもよいということになると、・・・その他の会社、営團その他でも常に言われているように、古い役人の姥捨て山になりはせぬかという危惧の念を抱く」と指摘し、天下り懸念を呈した。これに対し、銀行局長は当該のような事例を否定し、むしろ有為な人材を得て、経営能力を向上させることの意義を強調した^(注19)。

(3) 2月18日の審議 (古田喜三太氏の質疑)

衆議院の特別委員会の審議は、12日後の2月18日に行なわれ、三條信用組合で組合長を務め(1940年3月～45年4月)、広島市の9組合が合併した広島市信用組合(現・広島信用金庫)の初代理事長(1945年5月～8月)で当該委員会理事(副委員長)の古田喜三太(きさんだ)議員が委員会の締め括りに(この日の委員会では古田議員のみ発言)、自らの信用組合経営体験を踏まえ、次のように所見表明している^(注20)。

「只今議題となりました市街地信用組合法案外3件につき、所見を申し上げたいと存じます。市街地信用組合法案は多年要望せる問題でありまして、戦時下一般庶民金融機関の重要性に鑑み国民貯蓄増強に一段の拍車を加えられることは洵に機宜に適した処置であると存じます。

市街地信用組合は都市に於ける中小商工業者及び勤労者の唯一の金融機関として中小商工業の向上発展に協力し、殊に軍需工業関係の資金融通に対しては、戦力増強の意味に於いて極力援助致して居るのでございます。

他面、貯蓄奨励の為には隣組及び町内会と緊密なる連絡を執り、全機能を發揮して零細なる貯金を集め、真に涙ぐまじき活動を續け

(注) 18. 銀行局長答弁は、従来通り、地方税は非課税の方針で、市民税は課税。

19. 衆議院日本証券取引所法案外四件委員会議録(速記)第5回、p.43。

20. 1945年初当時、広島市一円を区域とする信用組合は9つあり、同一人が複数組合の組合員になるなど経営上合理化すべき点などが多いことや戦時で多くの職員が兵役に就き人材難になること、戦災に備えることなどから大蔵省・広島県当局の懇諭・斡旋を受けて統合が1945年1月の合併覚書で合意され、同年5月に発足したのが広島市信用組合であり、その初代理事長が古田議員であった。『広島信用金庫50年史』には「明治40年兄を頼ってアメリカに渡り、大正10年に帰国して、県議員になり、さらに昭和11年からは、衆議院議員を務めていた。県議会議員時代は、地元の面倒をよくみることで有名で、陳情に対して、その即断即決、迅速な対応・処理ぶりが地元民から頼りにされていた。代議士時代には、太田川改修工事の促進、芸備鉄道(現JR芸備線)の政府買収に尽力した」(p81)とある。古田氏は広島で被爆死されたが、「当日朝、同町内の方と連れ立って、水主町の県庁へ陳情に行くために、南三條町の自宅を出て、自転車のタイヤに空気を注いでいたとき、原爆にあって家の下敷きとなって即死した」(同p.87)と記載されている。

ております。その結果、昨年末に於いて全国組合数286、組合員数に於いて51万8000余人、貯金に於いて実に12億円に達して居るのでありまして、その大部分は國策に順応して、公債消化に極力協力致して居るのでございます。

従来は農林、大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けておったのであります。即ちその一例を申せば、銀行信託等には支店新築開業は許可されておるにも拘らず、これに反し市街地信用組合は事務所の狹隘を告ぐるも是が改築さえ許されず、又地域的の制限、子会社への金融制限等、消極的指導の下に遺憾の点があったのでありますが、今回幸いに大蔵省の専管になり、是等障碍の大部分は除去せられました。尚一層庶民金融機関たるの特質の機能を助長発展すべく、積極的御指導あらんことを熱望致する次第でございます。」(原文を一部修正。下線は筆者)^(注21)



古田喜三太氏 (Wikipediaから)

古田議員の農林・大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けていたという指摘は、実際に信用組合の経営に携わっていた者の見解であり、興味深い^(注22)。以上の衆議院の審議では、特段の修正等はなかった。

[3.3] 貴族院の審議

市街地信用組合法案は、2月18日に衆議院から貴族院に送付された。19日に日本証券取引所法案特別委員会が設置され、市街地信用組合法案も同特別委員会に附議され、19人の委員の下で審議が始まった。22日、25日に審議が行なわれ、採決の上、本会議に上程され、3月1日に承認された。

貴族院での質疑内容は以下の通りであるが、貴族院の特別委員会の委員には市街地信用組合の関係者は見られず、比較的オーソドックスな質問が多い印象である。22日の質問者は2名であった^(注23)。

- ・市街地信用組合の定義・範囲・構成は如何に。人口基準の有無。農業者も含むのか
- ・産業組合法と市街地信用組合法の違いは何か。員外預金等の取扱いは如何に
- ・組合員以外の預金等を受け入れると貯蓄銀行等と同じになり、双方の分野が不明確になるのではないか
- ・貸出は組合員のみで、預金等は組合員以

(注) 21. 衆議院日本証券取引所法案外四件委員会議録(速記)第10回、pp.84~85。

22. 古田氏の被爆死に関し、広島平和記念資料館データベースに、原爆の絵(GE06-10)のタイトル「黒い雨降る中、家の下敷きになって助けを求めている女性」西田輝美作(爆心地から約2,600m、三滝町、1945(昭和20)年8月6日午前9時50分頃)がある。作者の説明には「昭20.8.6. 9時50分、三滝町にて黒い雨は激しく降っている古田喜三太県会議員登庁自宅玄関前で自転車に空気を入れんとし空気つぎを取りに這入った際爆風によって玄関が倒れ下敷となっている 奥様は一生懸命主人の助を求めているが唯が救出すが生命は切れているのではないかとある。展示の説明文には「黒い雨降る中、家の下敷きになって助けを求めている女性 爆心地から約2,600m 三滝町1945(昭和20)年8月6日午前9時50分頃 西田輝美に شدてるみ」とある。文末の参考参照。 <http://a-bombdb.pcf.city.hiroshima.jp/pdbj/detail/24153>

23. 以下は、貴族院日本証券取引所法案特別委員会議事速記録第2号、昭和18年2月22日(第4部第16号)。

外も可能とすると、損害が生じた時には組合員以外にも迷惑が掛かり、その救済法がない点は問題で、できるだけ組合員の預金に限定すべきではないか^(注24)

次いで、2月25日に審議され、質問者は2名であった（1名は22日にも登壇した）。その質問内容は、

- ・準市街地信用組合の取扱いは如何
- ・従来は組合資格が個人資格であったが、統制経済関係で小法人も有資格になるのか
- ・農業団体法施行で農林中央金庫ができると市街地信用組合の親機関から離れることになるが、新たな親機関はどうなるのか^(注25)
- ・新たな中央機関として、独自の機関が必要との論もあるが、商工組合中央金庫に所属させ、同金庫に中央機関の役割を持たせることもあるのではないか。市街地信用組合の預金を商工中金経由で中小工商业者に貸し付けられることが望ましい
- ・有限会社に対する貸付に関し、商工組合中央金庫改正法でも認められるが、かなりの限定があり、短期貸付に留まる一方、市街地信用組合の有限会社貸付は長期貸付も可能になるので、両者に対する取扱いに不均衡があるのではないか

といったものである。商工組合中央金庫関連の質問は、商工省出身で同次官、法制局長官を務め、戦後は商工中金の理事長職にもあった村瀬直養^{なつかい}議員のものである。同日に市街地

信用組合法案は修正もなく全会一致で可決された。

4. 法案審議から明らかな点

[4.1] 審議を概観して

衆議院での特別委員会審議は3日間で約90分、貴族院での審議は2日間約70分程度のものであり、質疑者も衆議院4名、貴族院は延べ4名（実質3名）であった。

質疑の内容は、

- ・市街地信用組合法案による市街地信用組合の範囲(地区)・規模などの外形的要件
- ・組合員外預金の取扱いと預金保護
- ・役員を選任・解任の認可制の取扱い（非組合員からの登用等）
- ・中央機関の在り方（中央機関自体の改組に伴う）
- ・統合・事業譲渡に関わる諸問題

等であった。

興味深いことは、税金の取扱い（法人税等の非課税）、市街地信用組合のあり方の確認（協同組織、非営利、相互扶助、隣保団結等の確認）、組合員外取引、余裕金の運用の安全性等の市街地信用組合制度が信用金庫制度に承継する基本的な理念・思想が貫徹されることが共有の上、承認されたことであろう。

特に、両院の特別委員会での信用組合経営に関わった議員の質問に、当局（大蔵省）の答弁は質問者側にかなりシンパシーを持った

(注) 24. 当局の答弁は、組合員以外の預金の保護について、監督の規定の強化、役員を選任・解任を認可制にしたこと、事業報告書の作成義務とその認可により、預金・貸付等に一定の方式を義務付け、余裕金の運用も法定する等により対応するというものであった（(注23)の速記録、pp.11～12）。

25. 前身の産業組合中央金庫との取引関係が強いので、農林中央金庫を親機関にする旨、答弁された。

もので（注15、16参照）、協同組織に対する深い理解があることを示していた。

[4.2] 所管官庁の問題

市街地信用組合制度が確立されたことの意義として、単独法・単行法による大蔵省専管になったことの意義が従来表明されてきた。例えば、『信用金庫読本』は、

「市街地信用組合が、その特殊な立場を自覚するにつれ、都市における近代的金融機関へと脱皮・発展しようとする考えを強め、それに適応した指導・監督、さらには制度の改善を要求する声が、次第に業界内に高まってきた。このため上部機関である産業組合中央会でも、その特殊な立場を考慮して、大正10年より毎年「全国市街地信用組合協議会」を開催して、独自の発展策を協議してきた。しかし、業界が満足するような対策は実現されなかった。このことは、産業組合の管轄が大蔵省と農商務省との共管によるためであるという考えを強めさせ（大正10年当時は農商務省で、大正14年4月に農林省と商工省になった：筆者注）、さらに上部機関である産業組合中央会の指導や産業組合中央金庫の業務運営に対する不満もあって、昭和9年の全国市街地信用組合協議会で「大蔵省専管」が協議されるに至った^(注26)。

このような情勢から、大蔵省においても、市街地信用組合を単独で律する法律の立案が進められていた。それが昭和18年1月に「市

街地信用組合法案」の議会提出となって具体化した。・・・この法律の成立により市街地信用組合は、多年の宿願であった大蔵省専管のもと、都市における中小企業者、勤労者その他国民大衆の金融機関として、その活動の幅を広げることとなった。」と記載している^(注27)。

所管庁の問題はかなり深刻であった。これは衆議院特別委員会での山田議員の、長い間、農林大臣の所管であったが、市街地信用組合法により、大蔵大臣の専管になり、庶民金融機関として本然の使命が達成可能になることは、市街地信用組合関係の一人とし、衷心大蔵省当局に敬意を表する、という発言で明らかである。さらに、古田議員の、従来は農林・大蔵両省の共管の為に、常に差別待遇を受けていた。たとえば、銀行信託等には支店新築開業は許可されているのに対し、市街地信用組合は事務所の狭隘の解決のための改築さえ許されず、地域の制限、子会社への金融制限等、農林省系の消極的指導の下で遺憾に感じていた旨の表明にも示された。

このように市街地信用組合法は、協同組織金融機関の単独法・単行法として成立したことが、その独立性を担保するものとして評価されたともいえるが、より重要なことは日本の金融法制度の中で、非営利・相互扶助の協同組織金融機関が営利金融機関に対峙するものとして位置付けられたことは重要である。戦時下の法律であるので貯蓄増強と中小企業・庶民への資金融通を謳い、国威発揚的な

(注) 26. 先の信州上田のローソク会議。

27. 全国信用金庫協会編『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会、1997年9月p.87。

意義もあるが、金融法としては相互扶助の下での非課税組織で、員外預金も認める一方、預金者保護などにも主務大臣が積極的に関わることで制度の頑健性を担保しようとしている。審議の過程では、役員のリ認可制が、経営に関わる有能な人材の活用に利することなど明示して、主務大臣との関係性の重要なことも示されている。

このように市街地信用組合法は、金融法制の中で、重要な位置を占めるという評価がもっと明確にされてよい。大正年間には、庶民銀行構想があり、海外の貯蓄銀行の役割を模索する動きもあったが、市街地信用組合がその役割を担ってきたと言えよう。

[4.3] 審議の意義

衆議院の審議を通じて質問者が強調していたことは、銀行・貯蓄銀行等の営利会社と市街地信用組合の理念的ないし存在意義の相違であった。法42条は合併や事業譲渡に関する規定であるが、合併の相手先ないし事業譲渡の相手先が普通銀行や貯蓄銀行である場合の考え方に顕著で、非営利、相互協同組織の市街地信用組合と営利会社の銀行等との合併は、理念の異なる機関同士なので、存在意義の異なる組織の故、理念的に馴染まないという点が明確化され、市街地信用組合の考え方が明確になった点は組織上も、目的上も、法制上も重要である。この点は、法42条関連以外の税制上の取扱い等でも信用組合の経営

者である議員から再三再四、枕詞のように、意見表明された。

この非営利性、相互扶助性、協同組織性という理念は、8年後の信用金庫制度に受け継がれ、今日に到っていることを鑑みると、衆議院の特別委員会での質疑応答は極めて重要な論議であったことが分かる。株式会社組織の普通銀行等と協同組織形態の市街地信用組合との目的関数というか、その理念・組織・行動において明確な相違を認めることが、金融制度・金融法制を論ずる上で決定的に重要になるからである。

この他に、市街地信用組合の各種税制上の優遇（非課税措置）、組合員以外からの資金吸収措置という点は、現在の信用金庫制度に引き継がれており、繰り返し再考されるべきである。いわゆる同質化論が往々にして展開されるが、原点に戻り整理して考えるべきであろう。

この他に、中央機関の必要性が貴族院でも指摘されていた。当時の中央機関は産業組合中央金庫で、1943年の農業団体の改組等から新設の農林中央金庫に移管されることになったが、農林系であることから種々の困難があったため、独自の中央機関が模索される一方、商工組合中央金庫を中央機関にする案なども検討された。実際には、従来の経緯等から農林中央金庫が中央機関になった^(注28)。

このような整理から分かることは、信用金庫の周年史などで指摘されるように、市街地

(注) 28. 中央機関は1945年7月に庶民金融対策として庶民金庫に移管され、庶民金庫が49年6月に国民金融公庫に統合されたため、中央機関不在になった。独自の中央機関創設は、1950年6月の全国信用協同組合連合会設置を俟つことになる。詳細は、信金中央金庫『信金中央金庫七十年史』（2021年3月pp.8~10）にある。

信用組合法によって、産業組合法から分離独立されて、農林省・大蔵省共管から、単独法制により大蔵省専管になった点だけが強調されるのではなく、協同組織金融機関の法制としてその特色・意義が明確化された点をもっと重視すべきと考える。この点は広く共有され、認識されて然るべきであろう。

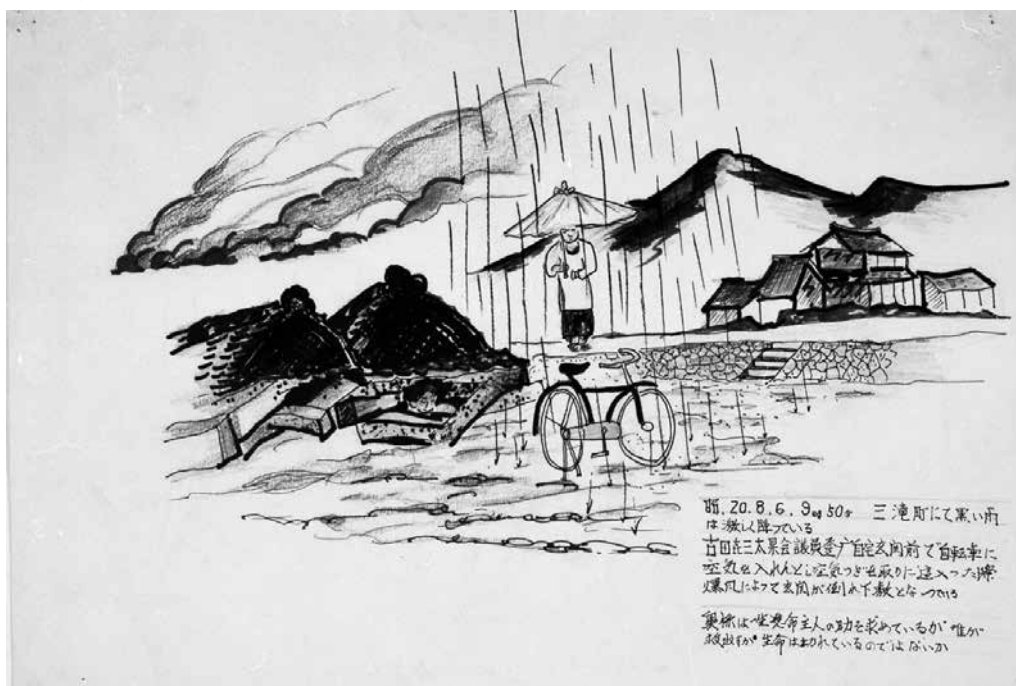
5. 小括

本稿は、現在の信用金庫制度の基になっている市街地信用組合制度への認識がやや偏っている点に、新たな視点を加えようとするも

のである。それは、法案審議の過程で吐露された先人達の強烈なメッセージである。現場の信用組合の経営に携わった経験のある議員が、法案を読み込み、そこにある協同組織の理念を確認し、そこから逸脱しないように鋭く問題点を指摘し、明確な当局の答弁を引き出したことは、現代の信用金庫制度に繋がるいわば快挙である。

山田順策、田中藤作、瀧澤七郎、そして古田喜三太の4氏の功績は、永く信用金庫制度と共に語り継がれるべきであろう^(注29)。

〔参考〕注22の絵画（広島平和記念資料館蔵（GE06-10）、2021年10月6日資料掲載許可済）



(注) 29. 全国信用金庫協会の周年史の初巻である『信用金庫史』（5年史の位置付け。1959年6月）には、「議会における法案の審議は積極的に行なわれ、とくに衆議院の特別委員であった山田順作（当時静岡信用組合理事）、田中藤作（当時三和信用組合理事）、滝澤七郎（当時大東信用組合理事）等の諸氏により積極的な質疑が行なわれて、政府の意向をただすとともに、法案の成立に尽くされるところが大であった」〔原文ママ〕（pp.179～180）と記載されている。古田喜三太氏への言及はない。

〈参考文献〉

- ・大東信用金庫『信用金庫の生いたちと大東六五年のあゆみ』1988年8月
- ・後藤新一『信組・信金合同の実証研究』ニッキン、1996年5月
- ・広島信用金庫編『広島信用金庫五十年史』1996年3月
- ・加瀬和俊「第11章第4節 市街地信用組合」加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年2月
- ・小林丑三郎『庶民金融談』明治大学出版部、1914年4月
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952354/118?tocOpened=1>)
- ・日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第19巻』(帝国議会議事速記録中金融資料第7)、大蔵省印刷局、1967年1月
- ・日本法令索引 (<https://hourei.ndl.go.jp/#/>)
- ・大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』東京国文社、1917年6月
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/944595?contentNo=20>)
- ・信金中央金庫『信金中央金庫七十年史』2021年3月
- ・帝国議会議事録検索システム (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>)
- ・全国信用金庫協会編『信用金庫史』1959年6月
——『信用金庫読本 第6版』金融財政事情研究会1997年9月
——『信用金庫60年史』2012年8月
——『信用金庫の沿革と合併等変遷史 ～『信用金庫60年史』別冊』、2012年8月